

第88回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

開催
場所

JRE大森駅東口ビル10階
株式会社電業社機械製作所
本社会議室



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6365/>



決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
第88回定時株主総会を6月29日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は、2023年度から3カ年で取り組む「中期経営計画2025」を新たに策定しました。“Powering Passion”『その情熱を力に。』をスローガンに掲げ、全社員が情熱を持ち、お客様や全てのステークホルダーと誠心誠意向き合って、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中期経営計画の目標達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年6月
株式会社電業社機械製作所
代表取締役社長
彦坂典男

Powering Passion

その情熱を力に。

目次

■ 第88回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類 議案及び参考事項	7
■ 事業報告	
1.企業集団の現況	18
2.会社の現況	25
連結計算書類・計算書類	41
監査報告	45
■ 電業社ネットワーク	51

株主各位

証券コード 6365
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日
東京都大田区大森北1丁目5番1号

株式会社 電業社機械製作所

代表取締役社長 彦坂 典男

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト 株式情報ページ

<https://www.dmw.co.jp/ir/stocks.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6365/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「電業社機械製作所」または「コード」に当社証券コード「6365」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って**2023年6月28日（水曜日）午後5時20分**までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）
2 場 所	東京都大田区大森北1丁目5番1号 株式会社 電業社機械製作所 本社会議室（JRE大森駅東口ビル10階） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第88期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第88期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	<p>(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」 <p>なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。</p> <p>(2)書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイト、東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

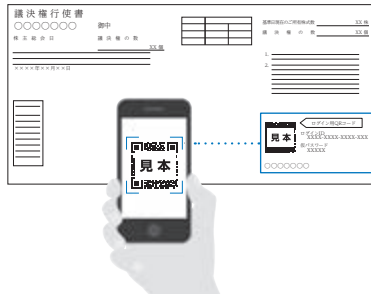
当社ウェブサイト (<https://www.dmw.co.jp/>)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

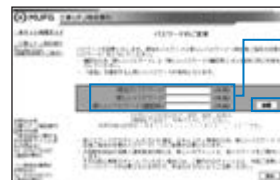
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第88期期末配当金について

当社は、定款の規定により、2023年5月24日開催の取締役会におきまして、第88期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の期末配当金を、前期実績から2円50銭増配した1株につき72円50銭、効力発生日及び支払開始日を2023年6月12日とすることを決議しました。

なお、中間配当金として、前期実績47円50銭から2円50銭増配した1株につき50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期実績から5円増配した1株につき122円50銭となります。

■ 配当の内容

(1) 基準日	2023年3月31日（金曜日）
(2) 期末配当金	1株につき72円50銭
(3) 効力発生日及び支払開始日	2023年6月12日（月曜日）

口座振込ご指定の方には、「第88期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」をアクセス通知に同封しておりますので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

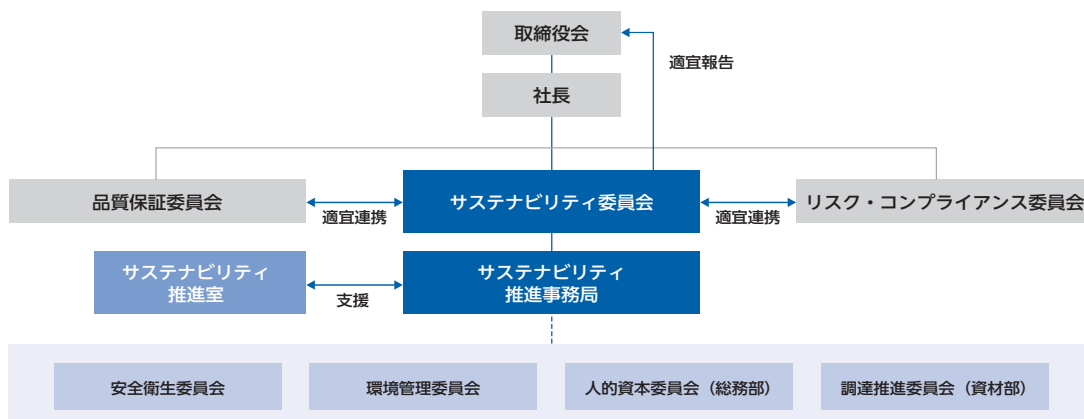
上記以外の方には、「第88期期末配当金領収証」をアクセス通知に同封しておりますので、銀行取扱期間内（2023年6月12日から2023年7月12日まで）に、最寄りの取扱銀行にてお受け取りください。

当社グループのサステナビリティ

サステナビリティ推進体制

当社では、今年度からスタートした「中期経営計画2025」において「持続可能な社会との共存共栄」を最重要課題の一つとして掲げており、当社と社会の更なる持続的発展を目指し、企業価値向上施策の検討を行なう場として、新たに「サステナビリティ委員会」を設置しました。

本委員会では、各種方針の策定、目標の設定、進捗管理と評価、情報開示等、サステナビリティに関する施策を継続的に展開してまいります。併せてサステナビリティ推進事務局を設置し、同委員会の推進役として当社グループ全体のサステナビリティ経営を牽引してまいります。



マテリアリティ（重要課題）

当社が取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を以下のとおり策定しました。マテリアリティ毎に進捗状況を管理する指標を定めており、今後、着実に取り組みを進め、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

- ① 事業活動に伴う環境負荷の低減
- ② ものづくりを通じた顧客課題の解決
- ③ 事業領域の拡大
- ④ 人的資本の充実
- ⑤ ガバナンス体制の充実

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、取締役会の下に任意に設置する指名委員会の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名	在任年数	現在の当社における地位等	取締役会出席状況	
1	むらばやし ひで あき 村林 秀晃	10年	代表取締役会長	19回／19回 (100%)	再任
2	ひこさか のり お 彦坂 典男	12年	代表取締役社長 最高執行役員社長	19回／19回 (100%)	再任
3	いな がき あきら 稲垣 晃	6年	取締役 常務執行役員 管理本部長 サステナビリティ推進室・ 関連会社統括	19回／19回 (100%)	再任
4	はま だ こう いち 濱田 耕一	3年	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 ERD推進室長	18回／19回 (94.7%)	再任
5	あお やま まさ し 青山 匡志	1年	取締役 常務執行役員 生産本部長	13回／13回 (100%)	再任
6	かみ じ たか お 上地 崇夫	7年	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	19回／19回 (100%)	再任
7	すぎ い まもる 杉井 守	4年	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	19回／19回 (100%)	再任

(注) 在任年数は、第88回定時株主総会終結時での取締役としての在任年数を表わしています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 むら ばやし ひで あき 村林 秀晃 (1953年1月29日生)	1973年 3月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括 兼 生産本部プラント建設部長 2013年 4月 当社上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括 兼 生産本部プラント建設部長 2013年 6月 当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括 兼 生産本部プラント建設部長 2013年10月 当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括 2015年 6月 当社取締役、上席執行役員、生産本部副本部長、生産本部生産部・プラント建設部統括 2016年 4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 2018年 4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長 2020年 4月 当社代表取締役社長、最高執行役員社長 2023年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	14,800株
		取締役候補者とした理由 候補者は、プラント設計、製造部門の要職を歴任後、生産本部及び営業本部の担当取締役として経営に携わり、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しております。2020年4月からは代表取締役社長として当社経営を担い、2023年4月からは代表取締役会長を務めております。上記の豊富な経験と実績を活かし、引き続き、取締役会の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	
2 再任	 ひこ さか のり お 彦坂 典男 (1959年2月9日生)	1982年 3月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員、営業本部産業システム営業部統括 兼 営業本部産業システム営業部長 2011年 5月 当社上席執行役員、営業本部長 2011年 6月 当社取締役、上席執行役員、営業本部長 2012年 4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長 2017年 4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長、社会システム・支店/営業所統括 2018年 4月 当社取締役、上席常務執行役員、生産本部長 2019年 4月 当社取締役、上席常務執行役員、管理本部長、経営政策室・関連会社統括 2023年 4月 当社代表取締役社長、最高執行役員社長 (現在に至る)	12,600株
		取締役候補者とした理由 候補者は、営業部門の要職を歴任後、営業本部、生産本部及び管理本部の担当取締役として経営に携わり、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しております。2023年4月からは代表取締役社長として当社経営を担っております。上記の豊富な経験と実績を活かし、引き続き、取締役会の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>いな がき あきら 稲垣 晃 (1960年1月7日生)</p>	<p>1984年 4月 当社入社 2011年 4月 当社生産本部水力機械設計部長 2013年 4月 当社執行役員、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括 兼 生産本部水力機械設計部長 2013年10月 当社執行役員、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括 兼 生産本部技術研究所長 2015年 4月 当社執行役員、管理本部総務部統括 兼 経営戦略室長 2017年 4月 当社上席執行役員、管理本部長 兼 経営戦略室長、関連会社統括 2017年 6月 当社取締役、上席執行役員、管理本部長 兼 経営戦略室長、関連会社統括 2018年 4月 当社取締役、上席執行役員、管理本部長、経営戦略室・関連会社統括 2019年 4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 2020年 4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 兼 生産部長 2021年 4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 2023年 4月 当社取締役、常務執行役員、管理本部長、サステナビリティ推進室・関連会社統括（現在に至る）</p>	7,600株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、研究開発、設計部門の要職を歴任後、管理本部、経営戦略室及び生産本部の担当取締役を経て、管理本部及びサステナビリティ推進室の担当取締役として経営に携わっており、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しております。上記の豊富な経験と実績を活かし、引き続き、取締役会の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>	
4 再任	 <p>はま だ こういち 濱田 耕一 (1957年11月12日生)</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2007年 4月 当社営業本部海外部長 2011年 4月 当社執行役員、営業本部海外部・海外戦略室統括 兼 営業本部海外部長 2013年 4月 当社執行役員、営業本部海外部・海外戦略室・産業システム技術部統括 兼 営業本部海外部長 2016年 4月 当社上席執行役員、営業本部産業システム営業部・産業システム技術部統括 兼 営業本部海外部長 2017年 4月 当社上席執行役員、営業本部海外・産業システム統括 2020年 4月 当社上席執行役員、営業本部長 2020年 7月 当社取締役、上席執行役員、営業本部長 2022年 4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長 2023年 4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長兼ERD推進室長（現在に至る）</p>	6,700株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、営業部門の要職を歴任後、営業本部の担当取締役として経営に携わっており、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しております。上記の豊富な経験と実績を活かし、引き続き、取締役会の重要な意思決定及び業務遂行に対する監督を行う取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	 あお やま まさ し 青山 匡志 (1965年10月22日生)	1990年 4月 当社入社 2013年 4月 当社生産本部水力機械設計部長 2015年 4月 当社執行役員、生産本部気体機械設計部統括 兼 生産本部水力機械設計部長 兼 生産本部技術研究所長 2018年 4月 当社執行役員、生産本部設計・研究統括 兼 水力機械設計部長 兼 技術研究所長 2021年 4月 当社執行役員、生産本部プラント建設統括 兼 生産部長 2022年 4月 当社上席執行役員、生産本部プラント建設統括 兼 生産部長 2022年 6月 当社取締役、上席執行役員、生産本部プラント建設統括 兼 生産部長 2023年 4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 (現在に至る)	4,000株
		取締役候補者とした理由 候補者は、設計部門、研究開発部門、プラント建設部門の要職を歴任後、生産本部の担当取締役として経営に携わっており、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しております。上記の豊富な経験と実績を活かし、取締役会の重要な意思決定及び業務遂行に対する監督を行う取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	
6 再任 社外 独立	 かみ じ たか お 上地 崇夫 (1952年1月8日生)	1975年 4月 千代田化工建設株式会社入社 1998年 4月 同社中近東・アフリカ営業部長 2002年10月 同社海外営業本部長 2004年 1月 同社調達本部長 2007年 6月 同社執行役員 業務統括 2008年 7月 同社執行役員 海外営業統括 2011年 4月 同社常務執行役員 技術開発事業部門副部門長 兼 事業開発本部長 2014年 4月 同社専務執行役員 プロジェクト開発事業本部長 2015年 4月 同社顧問 2016年 4月 同社特任顧問 2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2017年 3月 千代田化工建設株式会社特任顧問退任	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 候補者は、総合エンジニアリング会社の執行役員として海外部門の営業、事業の開発等を統括された豊富な経験と高い見識を有しておられます。上記の豊富な経験と実績を活かし、当社取締役会において、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>すぎ い まもる 杉井 守 (1953年11月5日生)</p> </div>	<p>1974年 4月 株式会社明電舎入社 2006年 1月 株式会社A E/パワーシステムズ執行役員 スイッチギヤ事業部長 2012年 4月 株式会社明電舎常務執行役員 変電・配電製品主管 2013年 4月 同社専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア社長 兼 明電シンガポール社長 2013年 6月 同社取締役、専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア社長 兼 明電シンガポール社長 2015年 4月 同社取締役、専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア会長 兼 明電シンガポール会長 2018年 4月 同社取締役 2018年 6月 同社顧問 2019年 3月 同社顧問退任 2019年 6月 当社社外取締役（現在に至る）</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>候補者は、電気機器メーカーにおける企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識並びに同社における豊富な海外展開の経験を有しておられます。上記の豊富な経験と実績を活かし、当社取締役会において、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上地崇夫氏及び杉井 守氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上地崇夫氏及び杉井 守氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって上地崇夫氏が7年、杉井 守氏が4年となります。
4. 当社は、上地崇夫氏及び杉井 守氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。上地崇夫氏及び杉井 守氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の再任が承認可決された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告28頁をご参照ください。
6. 当社は、上地崇夫氏及び杉井 守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。上地崇夫氏及び杉井 守氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となります。


第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	在任年数	現在の当社における地位等	取締役会出席状況	
1	やま ぎし つく ひろ 山岸 嗣宏	—	上席主幹 内部監査室統括補佐	一回／一回 (—%)	新任
2	た だ おさむ 多田 修	4年	社外取締役（監査等委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者	19回／19回 (100%)	再任
3	やま もと ひで お 山本 英男	—	社外取締役候補者 独立役員候補者	一回／一回 (—%)	新任

(注) 在任年数は、第88回定時株主総会終結時での監査等委員としての在任年数を表わしています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	 やま ぎし つく ひろ 山岸 嗣宏 (1959年9月22日生)	1978年 3月 当社入社 2009年 4月 当社営業本部大阪支店長 2013年 4月 当社営業本部東北支店長 2017年 4月 当社営業本部社会システム営業部長 2018年 4月 当社執行役員、営業本部社会システム統括 兼 社会システム営業部長 2020年 4月 当社執行役員、営業本部社会システム統括 2021年 4月 当社上席執行役員、営業本部社会システム統括 2023年 4月 当社上席主幹、内部監査室統括補佐 (現在に至る)	4,800株
		監査等委員である取締役候補者とした理由 候補者は、営業部門の責任者としての任務および内部監査業務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。上記の経験・知識を活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。	
2 再任 社外 独立	 た だ おさむ 多田 修 (1952年9月26日生)	1981年11月 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1985年 8月 公認会計士登録 1997年 5月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 社員 2003年 5月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2008年 7月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2014年 6月 同監査法人 退職 2014年 7月 多田修公認会計士事務所 開業 (現在に至る) 2016年 6月 大和ハウスリート投資法人 監督役員 当社社外監査役 2016年 9月 大和ハウスリート投資法人 監督役員 退任 ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2019年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2022年 6月 公益財団法人画像情報教育振興協会 監事 (現在に至る)	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 候補者は、公認会計士として企業会計及び財務に精通し、会社経営に対する高い見識を有しておられるため、当該知見を活かして特に「財務・会計」の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監視・監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	 やま もと ひで お 山本 英男 (1958年4月1日生)	1980年 4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1988年 2月 同行ロンドン支店支店長代理 1999年 4月 株式会社東京三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 米州企画部・総合リスク管理グループ次長 2001年10月 同行米州企画部・企画グループ次長 2003年10月 同行米州総合リスク管理室長 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 営業第二本部第八部長 (理事) 2008年 7月 同行アジアCIB (投資銀行) 部長 (理事) 2010年10月 株式会社小糸製作所 経理本部 常勤顧問 2011年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 退職 株式会社小糸製作所 常務取締役 経理本部長 原価管理部担当 2012年 6月 同社取締役 常務執行役員 経理本部長 原価管理部・内部監査室担当 2017年 6月 同社取締役 常務執行役員 総務部・情報システム部担当 内部監査室長 2022年 6月 同社常務執行役員 総務部・広報室・情報システム部担当 DX副担当 内部監査室長 (現在に至る) 2023年 6月 同社退職予定	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 候補者は、金融機関における豊富な海外勤務経験と金融・財務に関する幅広い知識を有するとともに、大手自動車部品メーカーにおける管理部門担当取締役として経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しておられます。上記の豊富な経験と実績を活かし、当社取締役会において、取締役の職務執行に対する監視・監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 多田 修氏及び山本英男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 多田 修氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員 (監査役) であったことがあります。
- (2) 当社は、多田 修氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山本英男氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告28頁をご参照ください。
- (4) 当社は、多田 修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となります。また、山本英男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

■ 取締役会のスキル・マトリックス

取締役会としての役割を果たすために必要とされるスキルセット（経験・見識・専門性等）について、企業経営の基盤となるスキル（経営経験、法務・リスクマネジメントなど）に加え、当社独自の戦略やビジョンに紐づけられるスキル（技術・環境・サステナビリティ、人事・人材育成など）からも選定のうえ、以下のとおりスキル・マトリックスとして一覧化しています。実際の取締役の選任に際しては、指名委員会の審議を通じ、上記スキル・マトリックスの充足に加えて、候補者の経歴・業績・適性等を総合的に勘案しながら、候補者を選定しています。

氏名	地位及び担当	属性	当社が取締役に特に期待する分野								
			企業経営	財務・会計	法務、リスク マネジメント	国際性	技術	環境 サステナビリティ	研究開発、 イノベーション	人事、 人材育成	営業、 マーケティング
村林 秀晃	代表取締役会長		●		●		●	●		●	●
彦坂 典男	代表取締役社長 最高執行役員社長		●	●	●			●		●	●
稲垣 晃	取締役 常務執行役員 管理本部長 サステナビリティ推進室・ 関連会社統括			●	●		●	●	●	●	
濱田 耕一	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 ERD推進室長					●				●	●
青山 匡志	取締役 常務執行役員 生産本部長						●	●	●	●	
上地 崇夫	取締役	社外 独立				●			●	●	●
杉井 守	取締役	社外 独立	●			●	●			●	●
山岸 嗣宏	取締役 (常勤監査等委員)				●						●
多田 修	取締役 (監査等委員)	社外 独立		●	●						
山本 英男	取締役 (監査等委員)	社外 独立		●	●	●				●	●

※上記「地位及び担当」の記載内容は、第1号議案及び第2号議案が承認可決されたのちに予定されているものとなります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任されました。伴 鋼造氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役候補者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ばん こう ぞう 伴 鋼造 (1955年8月30日生)	1981年 4月 中部電力株式会社入社	-株
	2014年 6月 同社取締役 専務執行役員 発電本部長	
	2015年 4月 同社取締役 専務執行役員 燃料部、国際事業部統括、発電本部長	
	2016年 4月 同社取締役 専務執行役員 発電カンパニー社長、燃料部、国際事業部統括、発電本部長	
	2016年 7月 同社取締役 専務執行役員 発電カンパニー社長	
	2018年 4月 同社取締役	
	2018年 6月 同社取締役退任	
	株式会社中部プラントサービス 代表取締役社長 社長執行役員	
	2021年 3月 同社代表取締役社長 社長執行役員退任	
	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 候補者は、電力会社等における企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当該知見を活かして当社が属する業界にとらわれない幅広い見地から取締役の職務執行に対する監視・監督、助言等いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伴 鋼造氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 伴 鋼造氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者の選任が承認可決され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告28頁をご参照ください。
5. 伴 鋼造氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 当社の取締役候補者の選定等について

当社の取締役候補者の選定及び取締役の解任については、以下の方針・手続に従い、取締役会の下に任意に設置する指名委員会で審議のうえ取締役会で決定することとしております。

<方針・手続>

- ・ 社外取締役を除く監査等委員でない取締役については、当社の役割的組織としての管理本部・営業本部・生産本部の業務の比率・専門性を考慮して知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮しながら、各本部につき適切な取締役数・適任者を選任する。
- ・ 監査等委員でない取締役候補者の指名に関しては、会長（会長が空席、または会長に事故があるときは、社長）を委員長とし、その他3名の取締役（うち2名は社外取締役）で構成される指名委員会（以下「指名委員会」という。）において、候補者の経歴・業績・適性等について審議検討し、社外取締役である委員1名以上の同意を得て決定した答申内容を取締役会にて決定する。
- ・ 監査等委員である取締役候補者の指名に関しては、指名委員会において、候補者の経歴・業績・適性等について審議検討し、社外取締役である委員1名以上の同意を得て決定した答申内容を、監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定する。
- ・ 社外取締役候補者については、特に次の役割・責務を果たすことができるものを指名することとする。
 - (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上を図る、との観点からの助言を行うこと
 - (ii) 経営陣幹部の選解任その他取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - (iv) 経営陣・支配株主等から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
- ・ 取締役の解任に関しては、法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、指名委員会で解任について審議検討し、社外取締役である委員1名以上の同意を得て決定した答申内容を取締役会にて決定する。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 受注状況

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化等による物価上昇及び欧米各国の金融引き締め、加えてゼロコロナ政策の影響や不動産不況等による中国経済の一時的な失速により、停滞が続きました。わが国経済については、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで個人消費や設備投資を中心に持ち直しの動きが続きましたが、エネルギーや原材料価格の高騰、急激な為替の変動、世界経済の減速などから回復のペースは緩やかなものにとどまり、先が見通せない状況が続きました。

このような中で、当社グループの当連結会計年度における受注額は海外部門が増加しましたが、主に官需部門が減少したことから、前連結会計年度比97.2%の234億82百万円となりました。

部門別受注高

部門区分	2021年度 (第87期) (前連結会計年度)		2022年度 (第88期) (当連結会計年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
官需部門	18,756	77.6	16,809	71.6
国内民需部門	3,477	14.4	3,336	14.2
海外部門	1,937	8.0	3,336	14.2
合計	24,170	100.0	23,482	100.0

② 損益状況

売上高については、官需部門を中心に前年度からの受注残があり、年間を通じて工程を計画的に進めることができたことで、前連結会計年度比104.6%の238億74百万円となりました。利益については、売上高が増加したことから、営業利益は前連結会計年度比104.9%の25億45百万円、経常利益は同103.6%の26億54百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同99.7%の18億71百万円となりました。

来期以降の売上高にかかわる当期末受注残高は前連結会計年度比98.4%の246億43百万円となっています。

部門別売上高

部門区分	2021年度（第87期） （前連結会計年度）		2022年度（第88期） （当連結会計年度）	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
官需部門	16,408	71.9	18,414	77.1
国内民需部門	3,409	14.9	3,411	14.3
海外部門	3,002	13.2	2,048	8.6
合計	22,820	100.0	23,874	100.0

(2) 設備投資の状況

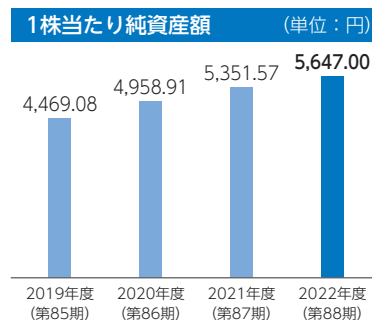
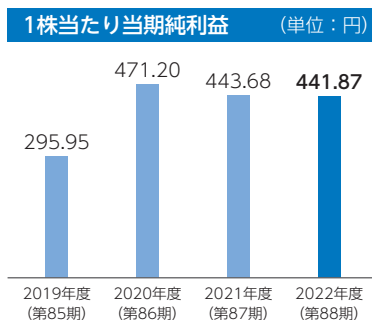
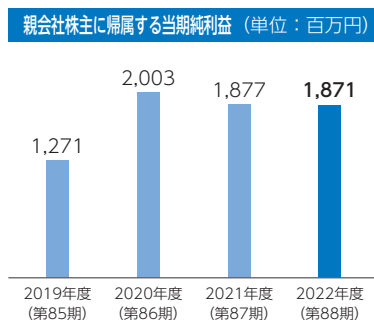
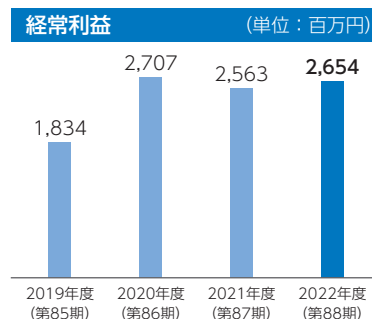
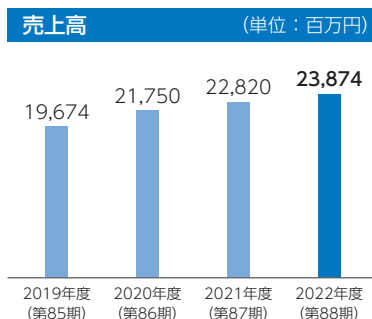
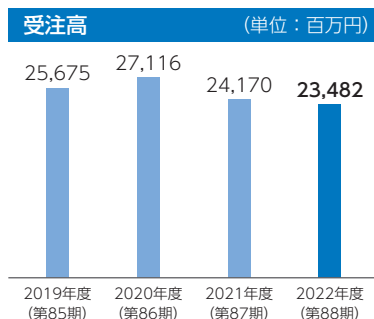
設備投資の総額は8億96百万円であり、主なものは三島事業所の生産設備の新設及び改修やDMWインド社インド工場設備の増強などによるものです。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		2019年度 (第85期)	2020年度 (第86期)	2021年度 (第87期)	2022年度 (第88期) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	25,675	27,116	24,170	23,482
売上高	(百万円)	19,674	21,750	22,820	23,874
営業利益	(百万円)	1,725	2,547	2,425	2,545
経常利益	(百万円)	1,834	2,707	2,563	2,654
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,271	2,003	1,877	1,871
1株当たり当期純利益	(円)	295.95	471.20	443.68	441.87
総資産	(百万円)	27,251	30,645	32,354	34,014
純資産	(百万円)	19,199	20,979	22,651	23,917
1株当たり純資産額	(円)	4,469.08	4,958.91	5,351.57	5,647.00

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第87期の期首から適用しており、第87期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
電業社工事株式会社	静岡県三島市	20百万円	100.0	風水力機器等の設備工事・電気工事並びにこれら設備管理・点検調査・修理業務
株式会社エコアドバンス	静岡県三島市	30百万円	100.0	排水・堆肥化処理装置、しゅんせつ工事に 関する装置など環境機器の製造、販売
DMWインド社 (DMW CORPORATION INDIA PRIVATE LIMITED)	インド ムンバイ	552百万ルピー	100.0	小型APIポンプ、API高圧ポンプ及び海水 淡水化用高圧ポンプの製造、販売並びに当 社の営業支援、購入調達支援

(注) DMWインド社の議決権比率は、当社保有割合 (99.99%) 及び子会社が有する間接保有割合 (0.01%) の合計を記載しております。

4. 対処すべき課題

(1) 中長期的な経営指標と経営戦略

当社は2023年度から3年計画で取り組む「中期経営計画2025」を新たに策定しました。

本中期経営計画では“Powering Passion”『その情熱を力に。』をスローガンに掲げ、全社員が情熱を持ち、お客様や全てのステークホルダーに誠心誠意向き合って、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、目標達成を目指します。そして当社のパーパス「水と空気を通じて豊かな未来社会を創造する」に則り、サステナブルでグローバルな企業となるための、事業基盤の再構築に取り組めます。

中期経営計画2025

Powering Passion
その情熱を力に。

▶ 最重要課題と重要施策

グローバル事業領域の拡大

- 選択と集中によるグローバル展開
- 顧客ニーズに即応する機動的な海外営業体制
- グローバル展開の基盤となる戦略的製品の強化

人的資本経営の実践

- グローバル人材の育成
- 安全・安心で働きやすい職場環境づくり

グローバル市場に対応する生産効率の追求

- バリューチェーン効率化による生産性向上
- デジタル技術活用の推進による業務の全体最適化

持続可能な社会との共存共栄

- 環境負荷低減に向けたものづくりの事業体制確立
- 脱炭素社会、地域社会への貢献
- 企業グループ力の強化

コア事業の安定収益体制化

- 風水力機械市場でのシェア拡大
- 付加価値の最大化
- ものづくりとアフターサービスを通じた顧客課題の解決

▶ 数値目標

連結経営指標	受注高	海外受注比率	営業利益	営業利益率	ROE	配当性向
目標値	270億円	20%	27億円	11%	9%	30%

(2) 2023年度の対処すべき課題と施策

地球温暖化への対応として、脱炭素化などの取組みにより、世界的にカーボンニュートラルを目指す動きが活発化しています。当社はCO₂削減に貢献できる高効率で長寿命の風水力機械を製造・販売することで、脱炭素社会の実現に寄与していきます。また、SDGsの取組みを通じて、環境負荷の低減による気候変動抑制への寄与、国際社会への貢献、地域社会との共存を目指していきます。

具体的な営業活動として、官需営業については、ビジネスパートナーとの連携を強化し、効率的でメンテナンス性の優れた設備計画を積極的に提案し、大型案件の受注に注力します。また、防災・減災、国土強靱化基本計画に基づく水害対策やインフラ長寿命化計画による需要など公共インフラ分野でのシェア拡大を目指していきます。国内民需および海外の営業については、納入データを活用して当社の得意分野であるオイル&ガス事業向けや海水ポンプ市場を中心とした老朽化設備の更新提案や、お客様のニーズに沿った改良・保全の提案を推進していきます。さらに、電力、鉄鋼、石油、化学分野における製造現場でのCO₂削減に向けたアプローチを進めていきます。海水淡水化ビジネスについては、インド工場を活用して、エネルギー回収装置（DeROs）等のコスト競争力を高めて、高品質な当社製品の優位性をPRするとともに、拡販に注力していきます。

5. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

主要な事業内容は、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務です。

6. 主要な事業所及び工場 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都大田区大森北1丁目5番1号
支店	大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）、東北（仙台市）、中国（広島市）、静岡（三島市）、関東（さいたま市）、北海道（札幌市）、四国（高松市）
営業所	横浜（横浜市）、沖縄（那覇市）
事務所	新潟（新潟市）、山口（宇部市）、熊本（熊本市）、徳島（徳島市）
工場	三島（三島市）
海外拠点	ドバイ（アラブ首長国連邦）、シンガポール、大連（中国）、ヒューストン（アメリカ）

(2) 主要な子会社

電業社工事株式会社	本社（三島市）
株式会社エコアドバンス	本社（三島市）
DMWインド社	本社（ムンバイ）、工場（プネ）

7. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
535名	12名増

(注) この他に契約社員72名、パートタイマー39名が在籍しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
478名	7名増	40歳6か月	17年0か月

(注) この他に契約社員67名、パートタイマー39名が在籍しております。

8. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入金はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度においては、その他企業集団の現況に関する重要な事項は生じておりません。

2 会社の現況

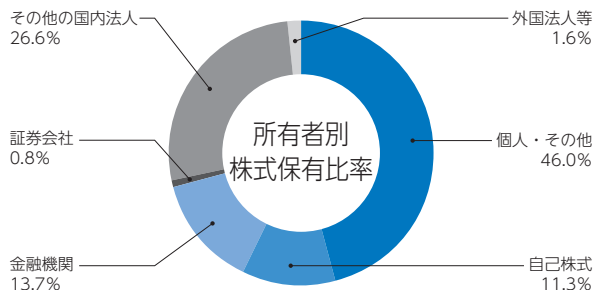
1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	19,107,600株
(2) 発行済株式の総数	4,776,900株
(3) 株主数	3,363名
(4) 大株主	

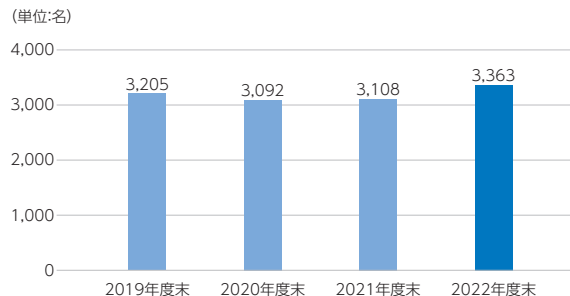
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社GM INVESTMENTS	506	11.97
電業社取引先持株会	232	5.49
明治安田生命保険相互会社	175	4.15
光通信株式会社	148	3.50
株式会社明電舎	127	3.01
三井住友海上火災保険株式会社	120	2.84
一般財団法人生産技術研究奨励会	120	2.83
株式会社三菱UFJ銀行	104	2.47
水道機工株式会社	70	1.67
株式会社鶴見製作所	65	1.54

(注) 1. 当社は、自己株式 (541千株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

株主構成



株主数の推移



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	2,884	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告31頁「3. (4) ③当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 林 秀 晃	最高執行役員社長 指名委員会委員長・報酬委員会委員長
取締役	彦 坂 典 男	上席常務執行役員 管理本部長 経営政策室・関連会社統括 指名委員会・報酬委員会委員
取締役	稲 垣 晃	常務執行役員 生産本部長
取締役	濱 田 耕 一	常務執行役員 営業本部長
取締役	青 山 匡 志	上席執行役員 生産本部プラント建設統括 兼 生産部長
社外取締役	上 地 崇 夫	指名委員会・報酬委員会委員
社外取締役	杉 井 守	指名委員会・報酬委員会委員
取締役 (常勤監査等委員)	鯉 沼 博 行	
社外取締役 (監査等委員)	住 田 知 正	
社外取締役 (監査等委員)	多 田 修	ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役 (監査等委員) 公益財団法人画像情報教育振興協会 監事

- (注) 1. 当社は、役員 の 指名 及び 報酬 等 の 決定 に関する 手続 きの 客観 性 及び 透明 性 を 高め る ため、 取締役 会 の 下 に 任意 の 「指名 委員会」 及び 「報酬 委員会」 を 設置 して おります。
2. 取締役 上 地 崇 夫 及び 杉 井 守 並び に 取締役 (監査 等 委員) 住 田 知 正 及び 多 田 修 の 4 氏 は、 社外 取締役 です。
3. 取締役 (監査 等 委員) 住 田 知 正 氏 は、 金融 機関 にお ける 豊富 な 業務 経験 及び 他 社 の 社外 監査 役 として の 経験 があり、 財務 及び 会計 に関する 相当 程度 の 知見 を 有 して おります。
4. 取締役 (監査 等 委員) 多 田 修 氏 は、 公認 会計 士 の 資格 を 有 して あり、 財務 及び 会計 に関する 相当 程度 の 知見 を 有 して おります。
5. 情報 収集 の 充実 を 図 り、 内部 監査 部門 等 と の 十分 な 連携 を 通 じて、 監査 の 実効 性 を 高め、 監査 ・ 監督 機能 を 強化 する ため に 鯉 沼 博 行 氏 を 常勤 の 監査 等 委員 として 選定 して おります。
6. 当事業 年度 中 の 取締役 の 異動 は 次 の と お り です。
2022年6月29日開催の第87回定時株主総会において、青山匡志氏は取締役に選任され就任いたしました。
7. 2023年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
村林秀晃氏は、代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
彦坂典男氏は、取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
8. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を含む。）全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等について、2021年7月1日付改定を取締役会において決議しております。当該取締役会決議は、報酬委員会の審議結果を踏まえて行っております。

(ア) 基本方針

- ・当社グループの短期及び中長期の業績向上と企業価値増大に対する貢献意欲を高める報酬体系とする。
- ・報酬決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、取締役会から委任を受けた報酬委員会において、委員である社外取締役1名以上の同意を得て報酬を決定する。

(イ) 報酬水準

- ・当社グループの経営環境や外部の客観的資料を考慮しながら、業績向上意欲を保持できる報酬水準とする。
- ・当社グループの持続的な成長に不可欠な人材の確保に資する報酬水準とする。

(ウ) 報酬の構成

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬である固定報酬（以下、「基本報酬」という。）、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬である賞与（以下、「賞与」という。）及び中長期的なインセンティブとしての非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）により構成する。
- ・ 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

(エ) 基本報酬の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針等

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、役位に応じて定める月例の固定報酬を支給する。
- ・ 監査等委員でない社外取締役の報酬は、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を担っていただくという職務の内容を勘案し、基本報酬（相応な月例の固定報酬）のみを支給する。

(オ) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針等

- ・ 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績評価指標を反映した報酬とし、各事業年度に達成した業績評価指標等に応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。なお、賞与は、過年度実績や経営環境等をもとに決定する賞与係数テーブルの変動部分（業績評価指標）に対応する係数に、役位に応じて定める基準額を乗じた額を算出し、個人業績であるマネジメント評価等による加算・減算額を反映して支給額を決定することとする。
- ・ 業績評価指標は、通常の事業活動による当社の収益力を示す経常利益（代表取締役及び関連会社統括担当取締役は連結経常利益）を用いることとし、業績評価指標及び賞与係数テーブルは、経営環境や業績、事業規模の変化等に応じて適宜見直しを検討することとする。

(カ) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針等

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下、本方針において「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として支給する譲渡制限付株式報酬の額は、基本報酬の概ね10%程度とし、その総額は年額12百万円以内とする。
- ・ 譲渡制限付株式は、対象取締役に1事業年度につき10,000株を上限として付与するものとする。
- ・ 当社と譲渡制限付株式の割当を受ける各対象取締役との間では、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する。

(1)譲渡制限期間は割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間とし、原則として譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。

(2)対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、取締役会が正当と認める理由がない限り、当社は割り当てた譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

(キ) 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合は、達成した業績評価指標等に応じて変動するものとし、報酬全体に占める賞与の割合は、0から最大6割程度となるよう設定する。

(ク) 監査等委員である取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬は、客観的な立場から適切な経営の監視・監督を担っていただくという職務内容を勘案し、基本報酬（相応な月例の固定報酬）のみで構成し、常勤、非常勤の別により定め、監査等委員である取締役の協議により決定する。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき報酬委員会に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの権限を委任している理由は、当該委員会が代表取締役社長村林秀晃、取締役彦坂典男、社外取締役上地崇夫及び社外取締役杉井 守の4名で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外取締役である委員の客観的な視点も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

③当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	188 (12)	91 (12)	88 (－)	8 (－)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	22 (12)	22 (12)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	210 (24)	114 (24)	88 (－)	8 (－)	10 (4)

(注) 1. 業績連動報酬等 (賞与) にかかる業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等 (賞与) の額の算定方法については、前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針 (オ) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針等」をご参照ください。

なお、当連結会計年度を含む経常利益及び連結経常利益の推移は以下のとおりです。

区分	2019年度 (第85期)	2020年度 (第86期)	2021年度 (第87期)	2022年度 (第88期) (当連結会計年度)
経常利益 (百万円)	1,791	2,592	2,384	2,623
連結経常利益 (百万円)	1,834	2,707	2,563	2,654

- 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針 (カ) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針等」をご参照ください。また、当事業年度における交付状況は、事業報告26頁「1. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、年額220百万円以内 (うち社外取締役分年額13百万円以内) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名 (うち、社外取締役2名) です。また、2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内にて、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対して、譲渡制限付株式の付与のために、年額12百万円以内を限度として金銭報酬債権を支給することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名 (うち、社外取締役2名) です。
- 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役2名) です。
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会による前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会は、上記の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）多田 修氏は、ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役（監査等委員）及び公益財団法人画像情報教育振興協会 監事です。

当社と当該他の法人との関係で記載すべき該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席回数／開催回数	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上地 崇夫	取締役会 19回／19回	他社における海外部門の営業、事業の開発等を統括した豊富な経験と高い見識を活かし、主に海外営業展開における戦略や課題に関する意見・提言等、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員を務めており、2021年7月からは報酬委員会の委員も務めております。
取締役 杉井 守	取締役会 19回／19回	他社における企業経営全般にかかわる豊富な経験と見識、並びに同社における豊富な海外展開の経験に基づく幅広い視野を活かし、当社グループの事業運営・経営戦略に関する意見・提言等、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員を務めており、2021年7月からは指名委員会の委員も務めております。
取締役（監査等委員） 住田 知正	取締役会 19回／19回 監査等委員会 18回／18回	金融機関における豊富な業務経験や他社の社外監査役として得た見識等を活かし、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 多田 修	取締役会 19回／19回 監査等委員会 18回／18回	公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計に関して取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、監査業務全般に資する発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

① 会計監査人の選任又は再任

当社監査等委員会は、会計監査人を選任する場合は、その適格性等を確認の上、株主総会に提出される会計監査人の選任に関する議案の内容を決議します。会計監査人を再任する場合は、その適格性の他、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認の上、解任又は不再任の必要がない旨を決議します。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、従来から安定的な経営成績の確保と経営基盤の維持増強に努めています。当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、株主に安定的な配当をすることを基本に、当社グループで持つ経営資源を効果的に活用することとしております。これにより、一層収益力の向上と経営基盤の安定・強化に努めてまいります。内部留保資金については、事業拡大に向けての設備投資資金、製品開発やコスト削減にむけた研究開発投資資金、新規顧客・分野への営業投資資金等今後の成長の重要な原資として活用してまいります。

(2) 剰余金の配当の状況

当事業年度末(2023年3月31日)を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり72円50銭とさせていただきます。これにより、2022年9月30日を基準日として実施しました中間配当金1株当たり50円と合わせて年間配当金は1株当たり122円50銭となります。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進しております。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降につきましても引き続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続について株主の皆様の承認を受けています。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しています。
<https://www.dmw.co.jp/>

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ア）又は（イ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ア）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（イ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様の判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の日本語での提供を求めます。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に速やかに提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示します。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（ア）又は（イ）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(ア) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(イ) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記（ア）（イ）いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(ア) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付け等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(イ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。

なお、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示します。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

⑨ 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

⑩ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(3)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続するものであり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重します。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑤ 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第88期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	26,528
現金及び預金	6,461
受取手形	556
売掛金	6,542
契約資産	12,357
電子記録債権	163
有価証券	19
仕掛品	50
原材料及び貯蔵品	124
その他	249
固定資産	7,486
有形固定資産	4,318
建物及び構築物	2,781
その他	1,537
無形固定資産	339
投資その他の資産	2,827
投資有価証券	2,401
その他	459
貸倒引当金	△33
資産合計	34,014

科目	第88期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,903
支払手形及び買掛金	4,145
電子記録債務	2,777
未払法人税等	843
契約負債	384
受注損失引当金	106
製品保証引当金	80
賞与引当金	616
役員賞与引当金	95
その他	852
固定負債	192
退職給付に係る負債	102
その他	90
負債合計	10,096
純資産の部	
株主資本	23,335
資本金	810
資本剰余金	119
利益剰余金	23,425
自己株式	△1,018
その他の包括利益累計額	582
その他有価証券評価差額金	813
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	△123
退職給付に係る調整累計額	△107
純資産合計	23,917
負債及び純資産合計	34,014

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第88期 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで
売上高	23,874
売上原価	17,950
売上総利益	5,923
販売費及び一般管理費	3,378
営業利益	2,545
営業外収益	201
受取利息	31
受取配当金	85
雑収入	83
営業外費用	92
雑損失	92
経常利益	2,654
特別利益	46
投資有価証券売却益	46
特別損失	12
減損損失	12
税金等調整前当期純利益	2,688
法人税、住民税及び事業税	815
法人税等調整額	1
当期純利益	1,871
親会社株主に帰属する当期純利益	1,871

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第88期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,380
現金及び預金	5,465
受取手形	555
売掛金	6,289
契約資産	12,278
電子記録債権	163
有価証券	19
仕掛品	51
原材料及び貯蔵品	114
前渡金	392
前払費用	26
その他	22
固定資産	7,995
有形固定資産	3,829
建物	2,081
構築物	527
機械装置	792
車両運搬具	2
工具器具備品	171
土地	165
リース資産	50
建設仮勘定	37
無形固定資産	262
施設利用権	6
ソフトウェア	215
ソフトウェア仮勘定	40
投資その他の資産	3,903
投資有価証券	2,401
関係会社株式	1,072
従業員に対する長期貸付金	11
長期前払費用	16
前払年金費用	82
投資不動産	65
繰延税金資産	98
その他	187
貸倒引当金	△33
資産合計	33,375

科目	第88期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,723
支払手形	149
電子記録債務	2,777
買掛金	3,894
リース債務	16
未払金	516
未払費用	142
未払法人税等	829
契約負債	367
預り金	25
前受収益	0
受注損失引当金	106
製品保証引当金	80
賞与引当金	603
役員賞与引当金	88
その他	124
固定負債	93
リース債務	38
退職給付引当金	3
その他	51
負債合計	9,817
純資産の部	
株主資本	22,744
資本金	810
資本剰余金	119
資本準備金	28
その他資本剰余金	90
利益剰余金	22,834
利益準備金	202
その他利益剰余金	22,631
自己株式	△1,018
評価・換算差額等	813
その他有価証券評価差額金	813
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	23,557
負債及び純資産合計	33,375

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第88期 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで
売上高	23,126
売上原価	17,456
売上総利益	5,669
販売費及び一般管理費	3,151
営業利益	2,518
営業外収益	199
受取利息	12
受取配当金	99
雑収入	87
営業外費用	93
雑損失	93
経常利益	2,623
特別利益	46
投資有価証券売却益	46
特別損失	12
減損損失	12
税引前当期純利益	2,657
法人税、住民税及び事業税	801
法人税等調整額	1
当期純利益	1,854

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 電業社機械製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 電業社機械製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

新居 伸浩

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

井澤 依子

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、執行役員会議及び利益計画会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店、三島事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係わる内部統制）については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
財務報告に係わる内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等からは有効である旨、また、EY新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社 電業社機械製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 **鯉沼博行** ㊞

監査等委員 **住田知正** ㊞

監査等委員 **多田修** ㊞

(注) 監査等委員 住田知正及び多田修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

電業社ネットワーク



本社(東京都大田区)



三島事業所

国内子会社
 ・電業社工事株式会社(静岡県三島市)
 ・株式会社エコアドバンス(静岡県三島市)



株主総会会場ご案内図

会場

東京都大田区大森北1丁目5番1号

株式会社 電業社機械製作所 本社会議室（JRE大森駅東口ビル10階）

電話 03(3298)5115



交通のご案内

JR京浜東北線

大森駅

下車 徒歩3分

中央口改札を出て、**東口**方面

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

